

【論文】

# 大学における中小企業会計教育の現状と課題

Current Status and Issues in SMEs Accounting Education

朱 愷雯\*

Kaiwen ZHU

専門分野：財務会計

キーワード：中小会計指針、中小会計要領、会計教育、段階的教育

## 要旨

日本において、中小企業の会計ルールとして、「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」の2つが併存している。本稿は、大学会計教育における中小企業会計の取組と今後の課題を検討することを目的としている。このような研究目的を照らして、本稿は、大学における中小企業会計教育の現状を明らかにしたうえで、中小企業会計の意義とその重要性を大学生に理解させる必要性があると強調した。さらに、中小企業の会計をどのように大学の会計教育に取り込むのかについて検討した。

## I はじめに

日本において、中小企業の会計に関する本格的な議論は、2002年に中小企業の会計に関する研究会が設置され、「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表されてからであるといわれている。その後、「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小会計指針と表記する）が2005年8月に公表され、さらに、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領と表記する）が公表されるに至った。

現在、特に中小会計要領の普及および活用を促進するために、さまざまな対策が行われている。しかし、中小企業庁の「中小企業実態基本調査」（平成30年確報 平成29年度決算実績）の調査結果によると、調査対象となる中小企業の中、中小会計要領の存在を知っている企業の割合は、3割に留まっており、中小企業における認知度はいまだに低いという問題がある。そこで、中小企業会計の普及には、中小会計指針や中小会計要領に沿った教育を大学の会計教育へ取り込む必要があると考えられる。

本稿は、大学における中小企業会計教育の現状を浮き彫りにし、大学会計教育における中小企業会計の取組の重要性を強調したうえで、そのあり方について検討することを目的としている。

## II 中小企業会計教育の必要性

### 1. 中小企業会計の概要

周知のように、IFRSの導入問題を契機として、現在、日本においては、会計基準の複線化が進んでおり（河崎 [2016]、2頁）、大企業向け会計基準と中小企業向け会計基準は、それぞれ複数のもが存在している。その中で、中小企業の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）として、中小会計指針と中小会計要領の2つがある。

中小会計指針は、2005年8月に、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会によって公表されたものである。これに対して、中小会計要領は、2012年2月に、中小企業庁と金融庁が共同事務局として設置された中小企業の会計に関する検討会により公表されたものである。

基準の分量から見れば、中小会計指針と中小会計要領は、中小企業に必要とされる項目しか設けておらず、大企業向け会計基準に比べて、かなり少なくなっているといえる。2002年6月に公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」では、大企業向け会計基準とは異なる中小企業の会計が必要とされる社会的・経済的理由として、国際会計基準の導入に伴って、会計基準が量的に拡大し、質的にも複雑になったため、中小企業にとっては、会計基準の過重負担の問題が取り上げられた（中小企業の会計に関する研究会 [2002]、27頁；河崎 [2016]、15-16頁）。したがって、中小会計指針は、「総論」を除いて、18項目を取り上げている。一方、中小会計要領の「各論」には、中小会計指針に盛り込まれている「税効果会計」や「組織再編の会計」などを除いて、14項目しか取り上げていない。

内容から見れば、両基準ともに、中小企業が会社法上の計算書類を作成する際の参照となる会計処理や注記等を示すために作られたものである（指針3項；要領「総論」1(1)項）。ここでいう中小企業は、①金融商品取引法の規制の適用対象会社（ならびにその子会社及び関連会社）、および②会社法上の会計監査人設置会社（およびその子会社）を除く株式会社、または特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社となる（指針4-5項；要領「総論」2項）。

適用対象となる中小企業は、中小会計指針または中小会計要領を選択適用することができるが、その中で、特に会計参与設置会社は、中小会計指針の適用が推奨されている（指針3項）。これに対して、中小会計要領は、「一定の水準を保ったもの」とされている中小会計指針と比べ、簡便な会計処理をすることが適切と考えられる中小企業を対象としている（要領「総論」1(2)項）。すなわち、適用対象が同じとしても、中小会計指針は、中小企業の中でも大企業に近い組織形態を持っている企業にその適用が推奨されている（成川 [2014]、273頁）。

また、中小会計指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じ」という基本方針の下で作成されたため、国際会計基準の影響を受けている企業会計基準が改訂されれば、当該基準も改訂されることになる。これに対して、中小会計要領は、「国際会計基準の影響を受けない」ことを明確に示している（要領「総論」6項）。

以上に述べたように、中小会計指針は、大企業の会計基準との一貫性を重視し、企業会計基準を簡素化したものとして、トップダウンアプローチによって作成されたといえる。これに対して、中小会計要領は、中小企業の属性を重視し、ボトムアップアプローチによって作成されたものと

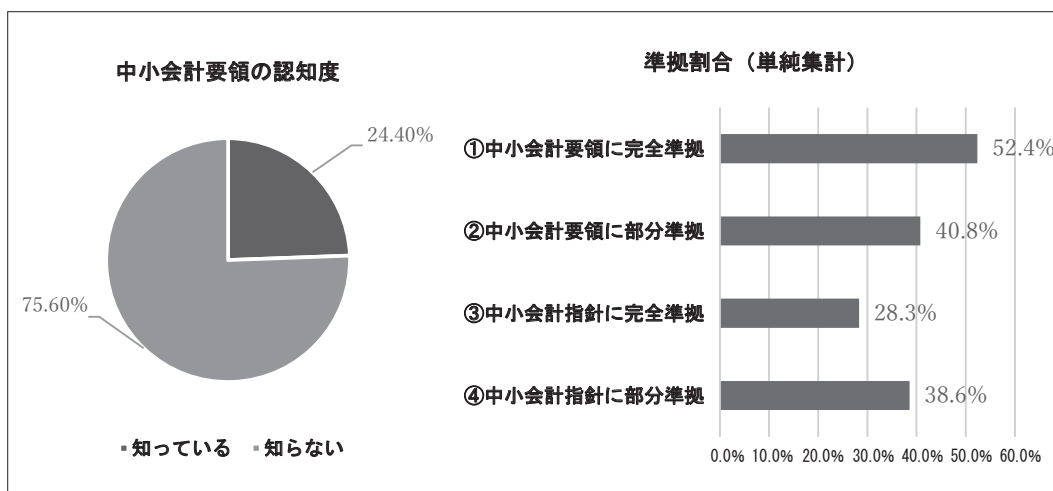
考えられる（河崎 [2016]、48-49頁）。

## 2. 中小企業会計の普及における中小企業会計教育の必要性

日本において、2005年に公表された中小会計指針は、中小企業のための会計ルールとして初めて作成されたものであるといえる。ただし、その適用状況からみれば、中小会計指針は決して普及しているとはいえない<sup>1</sup>。その後、国際会計基準審議会（IASB）は、2009年7月に中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）を公表し、各国も中小企業向け会計基準の策定に着目してきた。このような状況の下で、2012年に中小会計要領が公表されるに至った。

現在、両基準が併存している中、特に中小会計要領の普及および活用を中小企業に促進するために、さまざまな支援が行われている。たとえば、中小企業庁や金融庁、金融機関関係者および会計専門家等は、中小会計要領を利用して計算書類を作成することの意義とその重要性を中小企業の経営者に理解できるように、中小企業庁が作成したパンフレット等を中小企業に配布し、中小企業向けのセミナーや研修を行うことにより、中小会計要領の普及に努めている。また、日本政策金融公庫や信用保証協会等の金融機関は、中小会計要領に従って計算書類を作成する中小企業に対して、金利や担保・保証等における優遇を行っている（河崎・万代 [2012]、23-24頁）。

普及・促進の成果について、中小企業庁の委託事業として、富士経済が2014年に中小会計指針と中小会計要領の普及状況を調査し、『平成26年度 中小企業における会計の実態調査事業報告書』を作成した。図1に示したように、中小企業に対するアンケート調査によると、有効回答数824件のうち、中小会計要領を「知っている」のが24.4%、「知らない」のが75.6%である。一方、税理士や税理士法人に対するアンケート調査によれば、中小会計要領の認知度は100%となっている（有効回答数：723件）。さらに、税理士・税理士法人の顧問先において、「中小会計要領に完全準拠」が最も多く、52.4%である。次に、「中小会計要領に部分準拠」が40.8%、「中小会計指針に完全準拠」が28.3%、「中小会計指針に部分準拠」が38.6%である。以上の調査結果からわかるように、中小会計指針や中小会計要領は、会計専門家の中では浸透しているが、中小企業の経営者の中の認知度はいまだに低いといえる。

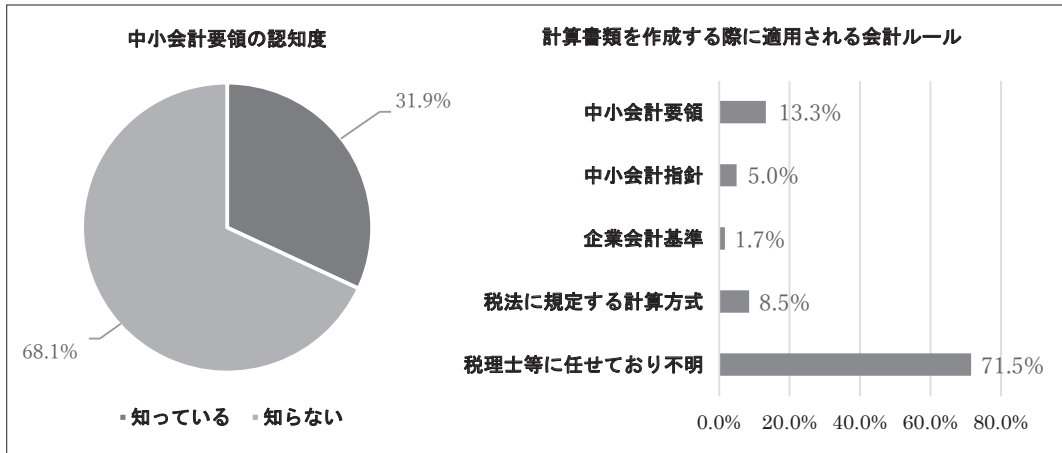


出所：富士経済 [2015] 「平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」から引用したものである。

図1 中小会計要領の認知度と中小会計指針・中小会計要領の準拠度

また、中小企業庁は、2004年から毎年、中小企業実態基本調査を実施しており、中小企業の財務面や経営面のデータを産業別や規模別に把握している。その中で、中小企業の会計の状況に関して、中小会計指針や中小会計要領の認知度や準拠度を産業別と規模別に分析している。

図2は、2017年度における中小会計指針と中小会計要領の認知度と準拠度を示している。2017年度のデータによれば、調査対象となる1,458,807社の中、中小会計要領を知っているのが31.9%、知らないのが68.1%となっている。依然として、知らないのは多数を占めているが、2014年度の調査結果に比べて、認知度が上昇していることがわかった。また、計算書類を作成する際に準拠される会計ルールとして、「中小会計要領」は13.3%、「中小会計指針」は5.0%、「企業会計基準」は1.7%、「税法に規定する計算方式」は8.5%、「税理士等に任せており不明」は71.5%となっている。中小会計要領と中小会計指針の準拠率は18.3%しかない。しかし、2015年のアンケート調査から見れば、税理士や税理士法人の顧問先において、半分以上が中小会計要領に完全準拠している。これにより、7割「不明」の中、少なくとも35%の企業が中小会計要領に準拠していることを推測できる。これを中小会計要領と中小会計指針の準拠率と合わせると、半分以上の企業が中小会計要領または中小会計指針に準拠しているといえる。



出所：中小企業庁 [2018] 「中小企業実態基本調査」(平成30年確報 平成29年度決算実績) のデータにより作成したものである。

図2 2017年度中小会計要領の認知度と中小会計指針・中小会計要領の準拠度

以上のことからわかるように、中小企業の会計は、会計専門家において浸透しているが、中小企業の経営者における認知度はいまだに低いのが問題である。また、中小会計指針や中小会計要領の準拠度から見れば、中小企業会計の普及が進んでいるが、中小企業の経営者すら会計について関心を持っていないのも問題であると考えられる。

これらの問題を解決するためには、中小企業の会計を大学会計教育に取り込む必要がある。中小企業は、企業総数の99.7%を占めており、従業員数も全体の70%を占めている(2016年時点)(中小企業白書 [2020])。こうした中小企業は、日本の経済基盤を支える存在である。したがって、現在の大学生の多くは、大学を卒業した後、中小企業へ就職するか、または自分自身が企業を営営するか、何らかの形で中小企業とかかわっている。

会計責任を持つ経営者は、計算書類の作成を経理や財務担当者に任せていても、資金調達等の意思決定を行うために、計算書類の中身を理解する必要がある。しかし、経営基盤が比較的弱い中小企業にとって、会計を行うことは、ベネフィットよりもコストのイメージが強い。このような意識を持つ経営者は、中小企業に多く存在していると思われる。このため、会計は、特に中小企業において、重視されていないのが現状である。このような意識を変えるために、中小会計指針や中小会計要領を大学の授業で解説することにより、比較的早い段階で、その存在と重要性を大学生に理解させる必要があると考えている。

### 3. 中小会計指針・中小会計要領の会計・簿記教育への影響

大学教育において、会計簿記教育ほど、検定試験や資格試験が大きく影響する分野はないといわれている(長谷川 [2018]、21頁)。近年、中小企業の会計を簿記検定試験に導入する動きもみられている。

中小会計要領の公表を受けて、日本商工会議所が2012年に公表した「商工会議所簿記検定試験

出題区分表」において、1級の「商業簿記・会計学」の出題項目として、「会計基準および企業会計に関する法令等」の中に中小会計要領が追加された。すなわち、日商簿記検定試験には、中小会計要領に関する質問が出される可能性もある。

さらに、公益社団法人「全国経理教育協会」は、中小企業の健全な成長に貢献できる専門人材を育成するために、「中小企業BANTO認定試験」を実施することになった。この認定試験の出題範囲は、「分析及び評価」、「会計及び財務」、「税法」、「経営法務」、「ビジネスコミュニケーション」の5つの科目が含まれ、会計・財務の知識を軸として、中小企業のビジネスに必要な法律やコミュニケーションなどの知識を幅広く備える人材を養成することを目的としている。出題範囲の「会計及び財務」の部分には、中小会計要領の内容が取り上げられている（公益社団法人 全国経理教育協会 [2019]、I頁）。一回目の試験は2020年9月に実施する予定である。

簿記や会計の検定試験等で、中小企業の会計を取り上げることは、今後の大学会計教育にも影響があると思われる。

### Ⅲ 大学会計教育における中小企業会計の取組

#### 1. 大学における会計教育

現在、日本の大学で開設されている会計関連科目として、「簿記論」、「会計学入門」、「財務会計論」、「管理会計論」、「税務会計論」などの科目がある。その中でも、「会計学入門」や「簿記論」など、会計学と簿記の基礎科目を比較的低年次で設置し、「財務諸表論」や「財務会計論」などの財務会計に関連する科目を比較的高年次に開講するのが一般的である。また、「管理会計論」、「税務会計論」、「監査論」などは会計学の発展科目として、3年次以上に開設されることもある。これは、文部科学省大学設置審議会が規定する会計学授業科目、または、大学基準協会が指示する会計学教育の実施方法に準拠して、各大学がカリキュラムを設計したからであると思われる（小島 [2018]、5-7頁）。

#### 2. 中小企業会計教育の現状

前述したように、中小企業会計の普及には中小企業会計教育が必要となる。しかし、実際には、大学における中小企業会計の教育に関する議論<sup>2</sup>は少なく、また、中小企業の会計を独立の科目として取り扱っている大学もほとんどないとみられている<sup>3</sup>。以下は、中小企業会計を独立の科目として設置している東北工業大学と摂南大学の会計学カリキュラムを取り上げて、大学における中小企業会計教育の現状を見てみたい。

##### ① 東北工業大学の取組

東北工業大学は、工学部、建築学部およびライフデザイン学部の3つの学部（2020年度から）があり、学部生を対象とした会計や簿記に関連する科目はライフデザイン学部における経営コミュニケーション学科において設置されている。具体的な開設科目と履修要件等については、表1に示されている。

表1 東北工業大学における会計・簿記関連科目

科目名	単位数	受講年次	必修・選択
会計学入門	2単位	1年次前期	必修
簿記論	2単位	1年次後期	必修
財務会計論	2単位	2年次前期	選択
財務管理論	2単位	2年次後期	選択
中小企業会計論	2単位	3年次前期	選択

出所：東北工業大学のシラバス（2020年度）により作成したものである。

東北工業大学は、会計関連科目を1年次から設置し、特に「会計学入門」および「簿記論」を必修科目として開設し、学科全員に会計学に関する基礎知識の修得を求めている。そして、2年次からは、「財務会計論」等の科目を段階的に開設している。特に「中小企業会計論」は、3年次の前期に設置される科目として、会計や簿記に関する基礎的知識を身に付けたうえで、さらなる会計分野の専門知識を身に付けたい学生のために設置される科目であると思われる。授業は15回にわけて行われており、授業計画から見ると、中小企業会計の理論的・制度的基盤を最初に解説し、その後、中小企業要領の内容を取り上げて、総論、収益・費用・資産・負債の基本的会計処理、有価証券、リース取引等の解説を順次に行い、最後は中小企業会計の課題と国際的動向を取り上げている。授業の目的としては、中小企業にとって会計情報が有用であることを理解することが強調されている。

② 摂南大学の取組

摂南大学は、法学部、外国語学部、経済学部、経営学部、理工学部、薬学部と看護学部の7つの学部を設けている。学部生を対象とした会計や簿記の授業は、法学部、経済学部及び経営学部の複数の学部で開設されている。表2は、2020年度に経営学部の経営学科で開設された会計分野の科目と受講条件等をまとめたものである。

表2 摂南大学における会計・簿記関連科目

科目名	単位数	受講年次	必修・選択
簿記入門	4単位	1年次前期	必修
会計学入門・財務諸表論入門 <sup>※1</sup>	2単位	1年次後期	選択
応用簿記・商業簿記	2単位	2年次前期	選択
工業簿記	2単位	2年次前期	選択
財務会計論Ⅰ	2単位	2年次前期	選択
財務会計論Ⅱ	2単位	2年次後期	選択
会計情報分析論・経営分析論 <sup>※2</sup>	2単位	3年次前期	選択
管理会計論Ⅰ	2単位	3年次前期	選択
管理会計論Ⅱ	2単位	3年次後期	選択

科目名	単位数	受講年次	必修・選択
企業分析（財務戦略ケース分析）	2単位	3年次後期	選択
中小企業会計論・税務会計論Ⅱ <sup>※3</sup>	2単位	3年次後期	選択

出所：摂南大学のシラバス（2020年度）により作成したものである。

※1※2※3：これらの科目について、「会計学入門」と「財務諸表論入門」、「会計情報分析論」と「経営分析論」、「中小企業会計論」と「税務会計論Ⅱ」の担当者・開講日・シラバス内容は同じである。

摂南大学の経営学部では、1年次の学生を対象として、会計と簿記の基礎科目が開設されており、特に「簿記入門」の授業は、必修科目として、日商簿記3級の内容を取り上げ、週2回のペースで行われている。この点から見ると、摂南大学は、東北工業大学と違い、会計教育は、簿記からはじまり、学部全員に簿記の基礎知識を身に付けたうえで、会計学へと進む教育方針をとっている。

2年次からは、学生に簿記会計分野をより深く理解させるため、日商簿記2級の商業簿記と工業簿記、そして「財務会計論」を設置している。さらに、3年次からは、「会計情報分析論」、「経営分析論」、「管理会計論」など、学生に自由に選べるために、会計に関する幅広い分野の授業を設けている。その中で、「中小企業会計論」も設けられている。

「中小企業会計論」を3年次に設置する理由は、恐らく東北工業大学と同じく、「中小企業会計論」を会計学の展開科目として、簿記会計分野の基礎的な知識を学んだうえで、さらなる幅広い会計学の知識を修得したい学生のためであると思われる。授業は15回に分けて行われており、主に中小会計要領の内容を中心に展開している。取り上げられた内容としては、中小会計要領の「総論」、そして14項の「各論」の中の「収益と費用」、「資産と負債」、「金銭債権と金銭債務」、「貸倒損失と貸倒引当金」、「有価証券」、「棚卸資産」と「経過勘定」の7項である。授業の目的は、中小企業に対する必要最低限の会計処理について学習することが挙げられている。

#### IV 中小企業会計教育のあり方

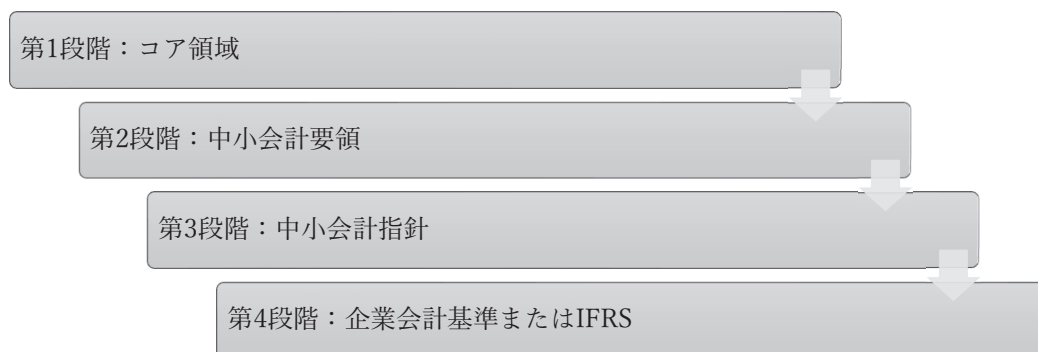
以上に述べたように、中小企業の会計を独立の科目として取り扱っている東北工業大学も摂南大学も、「中小企業会計論」を比較的高年次に設置し、管理会計や税務会計等と同じく、簿記や会計学の展開として位置づけている。

しかしながら、授業の内容から見れば、どちらも中小会計要領の内容を取り上げているため、「財務会計論」や「会計学入門」などの授業内容と重なる部分がある。また、中小会計要領は、「簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象」（要領「総論」1(2)項）として作成されたものであるため、「財務会計論」などの会計関連科目で取り上げられている企業会計基準の会計処理よりも簡便な会計処理しか取り扱われていない。したがって、授業内容の難易度から見ると、「中小企業会計論」は、1年次や2年次で開設されている「財務会計論」や「会計学入門」などの授業よりも簡単である。むしろ「中小企業会計論」を先に学習したほうが学生にとっては理解しやすいと思われる。以下は、中小企業会計を大学の会計教育においてどのように取り込むのかについて検討してみたい。



## 1. 段階的教育

大学教育における中小企業の会計に沿った教育について、成川 [2014] は、「教育では易しい事柄から難しい事柄へと、また、少ない範囲から広い範囲へと順を追って教育するのが良い」と述べており、図3のような段階的教育方法を提示した。図3に示したように、成川 [2014] は、教育段階を4段階に分けて、第1段階では、中小会計指針と中小会計要領のいずれの基準にも関係する領域を教育し、その後、中小会計要領における他の項目を教育する。第3段階として、中小会計指針を教育し、最後の第4段階は、企業会計基準またはIFRSを教育していくという流れである（成川 [2014]、278頁；成川 [2017]、59頁）。



出所：成川 [2017]、59頁「図表3 理想的な段階的教育」を引用したものである。

図3 理想的な段階的教育

上述したように、中小会計要領は、中小会計指針に比べて、簡便な会計処理が適当と考えられる中小企業を対象として作成されたものであるため、基準の分量は中小会計指針の半分しかない。また、中小会計指針には、中小会計要領に含まれない「税効果会計」や「組織再編の会計」を取り扱っているため、難易度から見ても中小会計指針の方が上にあるといえる。そのため、理想的な段階的教育方法としては、まず、第1段階と第2段階で中小会計要領、そして、第3段階で中小会計指針を取り上げるのである。

また、中小会計要領で選択適用が認められる項目について、その中でも、より簡便と判断される会計処理を先に教育し、その後、選択適用が認められる他の項目を教育するのも考えられる<sup>4</sup>。たとえば、リース取引について、中小会計指針では、売買取引に係る会計処理が原則的な方法として設けられているが、賃貸借取引に係る会計処理も認められている。これに対して、中小会計要領では、売買取引に係る会計処理と賃貸借取引に係る会計処理の選択適用となっている（成川 [2014]、278頁；成川 [2017]、59頁）。段階的教育方法によれば、両基準に関係する領域について、選択適用が認められる項目の中、より簡便な賃貸借取引に係る会計処理を最初に学習し、第2段階として、売買取引に係る会計処理を学習するのが理想的であると理解できる。

## 2. 段階的教育による会計学教育カリキュラムの設計

上述のような段階的教育方法により、大学における中小企業の会計教育を実施すると考えれば、まずは、大学の会計学教育カリキュラムの見直しが必要である。すなわち、段階的教育により大学に中小企業の会計を独立の科目として開設すれば、「中小企業会計論」を1年次に配置し、そして、2年次から「財務諸表論」等の科目を設置するように、会計学カリキュラムを再検討しなければならないことになる。

しかし、現行のカリキュラムを再構築し、新たな教育方法が認められるまではかなりの時間が必要であり、また、更なる議論も必要であると思われる。そこで、「会計学入門」等の大学1年次に配置される授業において、中小企業の会計を授業内容の一部として取り扱うことも考えられる。1年次に配置される授業で、中小企業会計の内容を取り上げることによって、比較的早い段階で、学生に中小企業会計に関する知識を学ばせることができ、その後、2年次から財務諸表論等の授業で、企業会計基準やIFRSの会計処理を学習することによって、段階的教育が実現できる。

一方、現在の財務会計入門のテキストでは、中小企業会計がほとんど扱っておらず、あったとしても、基準名称の紹介くらいまでに止まっている。河崎 [2016] は、「大学・商業高校の簿記・会計テキストのなかで、中小企業の会計が独立の科目として取り扱われるように、教育界に働きかける必要があらう」（河崎 [2016]、212-213頁）と述べている。したがって、会計学の授業で、中小企業会計の教育時間を確保するために、まず、簿記・会計のテキストのあり方を検討する必要がある。

また、東北工業大学と摂南大学の事例から見ると、「中小企業会計論」の授業内容として、どちらも中小会計要領を取り上げている。基準の認知度と導入状況から考えれば、中小会計指針よりも中小会計要領を取り上げるのは、実務上の有用性が高いが、中小会計指針に沿った教育は必要ではないとは言えない。中小会計指針と中小会計要領は、適用対象となる中小企業の範囲が同じであるが、企業の成長と経営者の意向、または企業の規模により、中小企業は中小会計指針を選択適用することも考えられる<sup>5</sup>。中小企業会計の教育は、中小会計要領まで止まるのは不十分であると思っている。

## V おわりに

本稿は、大学における中小企業会計教育の現状を明らかにしたうえで、中小企業会計の意義とその重要性を大学生に理解させる必要性があると強調した。さらに、中小企業の会計をどのように大学会計教育に取り込むのかについて検討した。

繰り返すまでもなく、中小企業会計の基盤強化を通じて企業活動の活性化を図ることの必要性が認識されるようになってきているが、中小企業の経営者の中で、会計知識に乏しい人や会計に関心を持っていない人は、いまだに多いとみられている。経営者だけでなく、現在の大学生の多くは、将来、何らかの形で企業総数の9割以上を占める中小企業にかかわる。こうした中小企業会計の重要性を大学会計教育の一環として、大学生に理解させる必要があると考えている。

しかし、実際には、大学における中小企業会計教育に関する議論は少なく、また、中小企業の

会計を大学の授業に取り込んでいるのもほとんどないとみられる。

本稿は、成川 [2014] が提示した段階的教育を用いて、大会計教育カリキュラムの再構築の可能性を検討した。すなわち、現行のカリキュラムを再構築し、新たな教育方法が認められるまではかなりの時間が必要であり、また、更なる議論も必要であることを表明し、その代わりに、会計学入門等の大学1年次に配置される授業において、中小企業の会計を授業内容の一部として取り扱う方法を提示した。これに伴って、中小企業会計を取り扱うテキストも必要となってくる。

---

\* 沖縄大学経法商学部経法商学科 講師

(注)

- <sup>1</sup> 中小企業庁の「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」によれば、中小会計指針に「完全に準拠」している企業は、17.2%に過ぎない(中小企業庁 [2011]、42頁)。
- <sup>2</sup> 中小企業会計教育に関する研究報告は、成川 [2013]、成川 [2014] および成川 [2017] がその代表的なものである。
- <sup>3</sup> 中小企業の会計を授業内容の一部として取り込んでいる場合もあると考えられるが、このような状況を把握できないのは現状である。
- <sup>4</sup> 中小会計要領では、適用上の便益性を考え、会計処理の選択適用が認められている。たとえば、リース取引に係る会計処理については、中小会計要領では賃貸借取引と売買取引の2つの会計処理の選択適用が認められている(成川 [2014]、275頁)。
- <sup>5</sup> 浦崎 [2017] は、「事業者がその成長と経営者の意向によって選択する会計制度が異なってくる」と述べ、成長志向の小規模事業者は、「税法基準から中小会計要領へと会計制度を変更」し、法人成りした事業者は、「採用する会計制度は中小会計要領から中小指針までさまざまである」と論じている(浦崎 [2017]、291頁)。また、中小企業が採用する会計基準を規模別に論じられるものがある。すなわち、中小会計要領は相対的に小規模の中小企業に適用され、中小会計指針は中規模の企業に適用されると述べられている。詳細については、朱 [2015] を参照されたい。

#### 参考文献

- 浦崎直浩 [2017] 「終章 研究の総括」浦崎直浩編著 [2017] 『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務－』同文館出版、287-296頁。
- 河崎照行 [2012] 「第10章 中小会計要領の制度的課題」河崎照行・万代勝信編著 [2012] 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社、207-218頁。
- [2016] 『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 河崎照行・万代勝信編著 [2012] 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 櫛部幸子 [2016] 『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版。
- 公益社団法人 全国経理教育協会 [2019] 『中小企業BANTO認定試験公式テキスト』中央経済社。
- 小島信史 [2018] 「大学における税務会計教育と会計学カリキュラムに関する一考察」『朝日大学

- 経営論集』第32巻、1-8頁。
- 朱愷雯 [2015] 「中小企業の計算書類に対する保証モデルの類型的検討」『中小企業会計研究』創刊号、28-40頁。
- 中小企業庁 [2011] 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」。
- [2018] 「中小企業実態基本調査」(平成30年確報 平成29年度決算実績)。
- [2020] 『中小企業白書 2020年版』。
- 中小企業庁・金融庁 [2012] 「中小企業の会計に関する基本要領」。
- 中小企業の会計に関する研究会 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」中小企業庁。
- 成川正晃 [2013] 「中小企業会計基準の簿記教育への影響」『日本簿記学会年報』第28号、100-105頁。
- [2014] 「中小企業会計要領と会計教育」『経理研究』第57号、272-279頁。
- [2018] 「日本の中小企業会計基準をめぐる課題」『国際会計研究学会 年報』2017年度第1・2合併号、53-62頁。
- 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 [2019] 「中小企業の会計に関する指針」(平成31年2月27日最終改正)。
- 富士経済 [2015] 「平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」中小企業庁委託事業。
- 長谷川美千留 [2018] 「簿記会計教育に関する一考察」『八戸学院大学紀要』第57号、21-30頁。